

2011年度 同志社大学大学院司法研究科  
入学試験

民事法Ⅱ  
(民事訴訟法)

解答用紙は問題ごとに分かれていますので、注意すること。

[注意]

1. 試験開始の合図があるまで、この表紙を開けてはいけません。
2. 資料として配付する六法はケースに入れて机の上に置き、試験開始の合図があるまで、開けてはいけません。また、六法に傍線等書き込みや折り曲げをしてはいけません。
3. 筆記用具（ペンまたは黒鉛筆（HB または B））、消しゴム、下敷き（ただし、下敷き使用の場合は許可を得ること）、時計、鉛筆削り（電動式は除く）、その他特に許可したもののほかは使用できません。これ以外の携帯品は、試験監督者の指示にしたがって試験開始までに所定の場所に置くこと。なお、ラインマーカーや色鉛筆の使用は、問題検討のために問題紙に限り使用を認める。解答用紙への使用は認めない。修正液、修正テープ、シャープペンシルの使用は認めない。
4. 問題紙の本文は、2頁である。試験開始後ただちに欠落や印刷の不鮮明な箇所がないか確認すること。欠落や印刷の不鮮明な箇所がある場合は、手を挙げて監督者に知らせること。
5. 解答用紙は、第1問が2枚1組、第2問が2枚1組の計4枚である。解答用紙の左上にそれぞれ問題番号が記載されているので、必ず対応する解答用紙に解答を記入すること。
6. 各解答用紙の左下に受験番号の記入欄がある。組になっている2枚目の解答用紙の受験番号欄にも受験番号を正確・明瞭に記入すること。
7. 試験開始後は、終了まで試験場から退室できない。
8. 試験はすべて監督者の指示によって行う。監督者の指示にしたがわない場合や不正行為を行ったときは、試験場から退出させることがある。
9. 試験中に気分が悪くなる等やむを得ない場合は、黙って手を挙げ、監督者の指示にしたがうこと。
10. 試験終了の合図とともに、すみやかに筆記具を置き、監督者の指示を待つこと。許可があるまで試験場を退室できない。
11. 試験終了後、問題紙は各自持ち帰ること。
12. 携帯電話やPHS等の通信機器の使用は認めない。電源を切ってカバン等にしまうこと。
13. 耳栓は監督者からの指示が聞こえないので、使用は認めない。
14. 試験時間中の飲食は禁止するが、水分補給のため、ふた付きのペットボトル（ペットボトル以外は不可）に入った飲料を持ち込んで飲むことは認める。ただし、机には置かず、ふたを閉めて足元に置くこと。机上にこぼしたり、水滴によって解答用紙を汚損しないよう十分注意すること。

第1問 (配点：25点)

次の設例を読んで、以下の問いに答えなさい。

[設例]

山田太郎は、川上正の所有する土地（以下、A地という）を金1000万円で購入する契約を締結し、この契約の決済日に売買代金を提供して、同土地の引渡しと所有権の移転登記を求めたが、川上氏は、言を左右にして山田氏の要求に応じようとしない。そこで、山田氏は、A地の引渡しと移転登記を求める訴訟を提起した。

この訴訟において、山田氏は、自分と川上氏との間で締結されたA地の売買契約が請求原因事実であると述べた。これに対し、川上氏は、「山田氏とは以前から面識があり、よもやま話はしたことはあるが、A地の売買については話し合ったことは全くない」と主張した。そこで山田氏は、A地の売買契約書（甲1号証）を証拠として提出した。この売買契約書には、山田氏の代理人としての谷村博と川上氏との間でA地を金1000万円で売買するという合意が成立した旨が記載されていた。

問 この甲1号証等により、売買契約をしたのは川上氏と山田氏であり、谷村氏に山田氏を代理する権限があったと判断できる場合、裁判所は、直ちに請求認容の判決をすることができるか。

第2問

次の設例を読んで、以下の問いに答えなさい。

〔設例〕

Yは、X所有の土地を建物所有を目的として借り受け、住宅用建物を建てて居住している。Yは土地の賃貸借契約終了前に、Xに対して契約の更新を申し入れたが、Xはこの申し入れを拒絶し、Yに対して期間満了時に建物を収去して土地を明け渡すよう求めた。Yは、Xの更新拒絶には正当事由がないと判断して、契約期間終了以降もそのまま居住していた。Yが土地の明渡しに応じないので、Xは、Yを被告として建物収去土地明渡請求訴訟を提起したところ、Yは、Xには更新拒絶の正当事由がないと争ったが、Xの請求が認容される可能性もあるとして、審理の終結が近い口頭弁論期日に本件建物の買取りを請求した。

問(1) 上記設例において、裁判所は、Yの建物買取請求権の行使をどのように取り扱うべきか。(配点：15点)

問(2) かりにYの建物買取請求権の行使が認められた場合、裁判所はどのような判決をすべきか。(配点：10点)

〔参照条文〕

借地借家法13条1項 「借地権の存続期間が満了した場合において、契約の更新がないときは、借地権者は、借地権設定者に対し、建物その他借地権者が権原により土地に附属させた物を時価で買い取るべきことを請求することができる。」

2011年度 同志社大学大学院司法研究科  
入学試験

民事法Ⅱ  
(商法)

[注意]

1. 試験開始の合図があるまで、この表紙を開けてはいけない。
2. 資料として配付する六法はケースに入れて机の上に置き、試験開始の合図があるまで、開けてはいけない。また、六法に傍線等書き込みや折り曲げをしてはいけない。
3. 筆記用具（ペンまたは黒鉛筆（HB または B））、消しゴム、下敷き（ただし、下敷き使用の場合は許可を得ること）、時計、鉛筆削り（電動式は除く）、その他特に許可したもののほかは使用できない。これ以外の携帯品は、試験監督者の指示にしたがって試験開始までに所定の場所に置くこと。なお、ラインマーカーや色鉛筆の使用は、問題検討のために問題紙に限り使用を認める。解答用紙への使用は認めない。修正液、修正テープ、シャープペンシルの使用は認めない。
4. 問題紙の本文は、1頁である。試験開始後ただちに欠落や印刷の不鮮明な箇所がないか確認すること。欠落や印刷の不鮮明な箇所がある場合は、手を挙げて監督者に知らせること。
5. 解答用紙は、3枚1組である。
6. 各解答用紙の左下に受験番号の記入欄がある。組になっている2枚目以降の解答用紙の受験番号欄にも受験番号を正確・明瞭に記入すること。
7. 試験開始後は、終了まで試験場から退室できない。
8. 試験はすべて監督者の指示によって行う。監督者の指示にしたがわない場合や不正行為を行ったときは、試験場から退出させることがある。
9. 試験中に気分が悪くなる等やむを得ない場合は、黙って手を挙げ、監督者の指示にしたがうこと。
10. 試験終了の合図とともに、すみやかに筆記具を置き、監督者の指示を待つこと。許可があるまで試験場を退室できない。
11. 試験終了後、問題紙は各自持ち帰ること。
12. 携帯電話やPHS等の通信機器の使用は認めない。電源を切ってカバン等にしまうこと。
13. 耳栓は監督者からの指示が聞こえないので、使用は認めない。
14. 試験時間中の飲食は禁止するが、水分補給のため、ふた付きのペットボトル（ペットボトル以外は不可）に入った飲料を持ち込んで飲むことは認める。ただし、机には置かず、ふたを閉めて足元に置くこと。机上にこぼしたり、水滴によって解答用紙を汚損しないよう十分注意すること。

# 2011年度 同志社大学大学院 司法研究科

## 入学試験問題 法律科目試験

### (商 法)

#### 問題

次の設例を読み、理由を付して、以下の問いに答えなさい。

#### [設例]

甲株式会社は、委員会設置会社でない公開会社であり、監査役会設置会社ではない。

甲会社は、定時株主総会（以下、本件定時総会という。）において、経営機構改革の一環として、定款を変更し、従来、3人以上12人以内としていた取締役の員数を3人以上7人以内とし、さらに、取締役の報酬額を改定し、取締役に対する報酬総額を従来の3億円以内から1億5千万円以内に減額した（以下、本件報酬額改定決議という。）。

甲会社においては、従来、8人の取締役が選任されていた。取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までで、取締役は、毎年半数ずつ、改選されていた。本件定時総会終結時に任期が終了する4人の取締役のうちB以外の取締役は全員再任された。

本件定時総会において、Bに対して退職慰労金を支給し、その具体的金額や支払時期・方法の決定を取締役に委ねる旨の決議が成立したが、その決議について、退職慰労金額に関する説明義務違反を理由とする取消訴訟（以下、本件取消訴訟という。）が提起された。

問（1）甲会社の代表取締役Aが、本件定時総会で改定された報酬総額の範囲内において、再任された個々の取締役に配分する報酬額を決定することはできるか。

（配点：10点）

問（2）甲会社においては、使用人兼務取締役に対して、取締役の報酬とは別に、使用人分給与を支給することを予定している。本件報酬額改定決議に基づいて、再任された使用人兼務取締役に対して使用人分給与を支給することは可能か。

（配点：10点）

問（3）甲会社は、本件報酬額改定決議の趣旨から、再任取締役だけでなく非改選の取締役についても、その個別的報酬額を従来実績より一律10%減額することができるか。（配点：10点）

問（4）退任取締役の退職慰労金支給について具体的金額や支払時期・方法の決定を取締役に委ねる旨の株主総会決議が有効となるのは、どのような場合か。

（配点：10点）

問（5）代表取締役Aは、次期定時株主総会の準備の過程において、甲会社の顧問弁護士Cに、本件取消訴訟に対する対応策を尋ねた。Cが、本件取消訴訟に係る請求が認容される可能性が大であると考えるとき、Aに対して、どのようにアドバイスすべきか。（配点：10点）